

### 第3回西脇市自治基本条例検討委員会会議概要

- 1 開催日 平成22年12月1日 19:00～21:10
- 2 開催場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター2階  
会議室2
- 3 出席者 検討委員会委員20名、事務局
- 4 欠席者 1名
- 5 概要

- (1) 開会
- (2) 市民憲章朗唱
- (3) あいさつ
- (4) 協議等

① 各部会での検討状況について（資料1）：事務局から説明

○総則検討部会：直田副委員長から補足説明

- ・前向きで的確な意見を出していただいたので、まとめるのが早かったという印象です。
- ・宿題で出した前文も各自が作られたものをそのまま使ってもいいぐらいでしたが、全部並べるわけにはいかないなので、圧縮させていただいた。

○市民自治検討部会：相川副委員長から補足説明

- ・特に言及されたのが、条例をわかりやすいものにしようということで、「である調」ではなく「ですます調」に、そして、できるだけ柔らかい言葉に置き換えるように努めた。
- ・西脇らしさを何とか出そうと、例えば、市民の権利（資料2-P10）では、生涯学習つまり学んで参画するという、成長するようなところを書き込んでいる。さらには、事業者も同じ市民としてまちづくりに参画する。

また、他の自治体では情報公開やパブリックコメントなどぐらいですが、もう少し進んでパブリックインボルブメントといって、企画から評価の段階まで全部情報公開して市民が関わっていくような、情報に関することも加味している。

- ・後で議論になると思うが、まちづくり協議会については、あまりにも多様なやり方があり、第16条（資料2-P9）では、統一した形で作るの難しいのではないかということで、現段階ではやわらかな表現にとどめている。
- ・住民投票についても一応の案は出しているが、デリケートな問題なので、範囲や課題について言及いただけたらと思う。

○団体自治検討部会：中川委員長から補足説明

- ・楽しく議論できた、その一方で大変責任の重い部会でもある

と思った。それは団体自治ということで議会と執行機関に一定の原則を課すためです。特に気にしたのは議会との関係で、これについては議会側の意向も拝聴しないといけないので、行政を通じて意見打診をしてもらう。議会が議会基本条例を作られるということを聞いていたので、最大の原則だけを自治基本条例に書き込むところに落ち着いている。残りは議会基本条例で詳しく書いていただくことになろうかと思う。

- ・ 執行機関のところで議論が集中したのは、オプションパーツで、自治体独自の制度を設けるとか、厳しい基準を設けるという話。例えば、第31条の法令遵守及び公益目的通報（資料2-P15）は、コンプライアンスシステムのことで、もし悪事があれば通報しなければ処罰するという非常に厳しい規定です。当然、行政側ではそれを受けて立てるだけの制度整備や内部改革が必要になるので、持ち帰って内部で議論してもらった結果、どこまでのものになるかということがある。
- ・ 地方自治法の大改正が予定されており、地方自治法第2条に規定している総合計画中の基本構想を議会議決事項から外すということを知っている。そうすると総合計画の法的担保がなくなってしまうので、総合計画の位置付けを条例上の位置付けとして取り入れたのは意味があることだと思う。
- ・ 人事政策や政策法務に関しても、厳しく書き込んでいる自治体の1つになると思う。それ以外では予算編成、財産管理、行政評価などは、今日的な自治体が大体備えているものをメニューとして並べている。

## ② 条例原案について

○ 目次（資料2-P1）について事務局から説明

○ 前文から第20条（事業者の役割）までを事務局から説明

委員長⇒どんな意見が出ても支障はありませんが、この場での決着は無理であることを御理解ください。

委員⇒やわらかい言葉ということでしたが、「…とする」という言葉と「…します」という言葉が入り混じっているのではないかと。

委員長⇒市民自治検討部会では、「ですます調」で検討されています。最終的にどちらにするか決めましょう。

委員⇒「…します」という言葉の方が、聞いていて非常にやわらかく市民には入りやすいのではないかと。

委員⇒自治基本条例は一般の人にも知れ渡るようにという

ことだと聞いていますので、やはりもう少し受け容れやすいやさしい言葉がいいと思います。

委員⇒前文は敬体で他は常体の方がいいと思います。

委員⇒市民の方々がこれを見てわかるかなと思います。先ほどから話に出ていますやさしい言葉というのか、今までいろんな委員会でいろんないいことが書かれていながら、実際市民には理解できていないということがありました。市民一人ひとりが理解できるような手立てが欲しい。何らかの取組をしていかないといけないと思います。

《前文》

委員⇒硬い文章になっていると思いました。もっとすっと入れるような文章にして欲しいと思います。

委員⇒とても「、」が多くて、1つの文が長文なので理解するのが難しいと感じました。

委員⇒最初に「日本標準時の」とありますが、「わたしたちのまち西脇市は」からはじまる方が、市民としてはなじみやすく読みやすいと思います。

5段落目の「市民一人ひとりが」ですが、わたしたちがすなわち市民ですので、「わたしたち一人ひとりが」でいいのではないか。

委員⇒5段落目の「共に育ち合いながら」というのがあまりなじめないで、無くてもいいのではないか。

「主役となって」を「主役となり」とした方がいいのではないか。

副委員長⇒部会の中で基本理念、基本原則を議論した時に、共に育ち合うということ随分議論し、これを原案の柱にしました。生涯学習などは頻繁に出てきますが、学んで育てるという、今の状態だけでOKではなくて、市民同士が育ち合い、業者も育ち合っていく中で、よりよいまちができていくのだろうという議論をさせていただいたので、それを反映させているということを御理解ください。

《定義（第2条）》

委員⇒(1)の「活動するもの」とは、どういうものですか。

事務局⇒いわゆる市民活動団体やまちづくり協議会、ボランティアグループなどです。「もの」が平仮名になっているのは個人と団体の両方を指すからです。

委員⇒イメージとしては、例えば、市外の方だけでも市

内のボランティアグループに参加しているとか、まちづくりに参加している個人などということですね。

委員⇒(4)の「市民が自主的、主体的かつ責任を持って」をもう少しすっきりとした表現に変えた方がいいのではないか。

#### 《補完性の原則（第4条）》

委員⇒補完性の原則について説明をお願いしたい。

副委員長⇒原理的には昔からあることで、近隣のコミュニティでできることは近隣で行う。近隣でできないことはもう少し広い範囲である校区や地域で行う。それでもできなければ西脇市全体で。西脇市でできないことは県・国、世界へとひろがる。要するに小さい身近なところで意思決定できることはそこでやっていき、何ができるかということもそれぞれの範囲で、近隣なら近隣で決める。広い範囲のところは順番に補完していくということです。

委員⇒説明で意味は分かりましたが、ただこの条文自体が頭に入らないという違和感があります。

#### 《参画と協働（第6条）》

委員⇒「公共の領域を担い」となっていますが、具体的にはどういうものを指しているのですか。

委員長⇒文章を考えないといけないかもしれないが、公共といってもすべて役所が担うものとは決まっていません。市民も民間も公共を担っており、共に担い合しましょうという趣旨です。鳩山内閣のときに「新しい公共」ということを言われていたので、今日、割と一般用語として使われているのではないか。

副委員長⇒生命や安全に関わるものなど、行政は絶対に責任をもってやらなければいけない領域があります。ただそれ以外に昔はそうではなかったけれども現在は民間でも実施している、例えば、交通弱者のためにコミュニティバスを運行することなどは公共であり、民間にも公共的なものが広がっています。

公共の領域というのは消えるものではなく、どんどん広がっていくというイメージです。

市民が生涯学習をしていけば公共の領域は広がるかもしれないし、行政が市民公益活動を支援していけば、どんどん市民も力が付いて、コミュニティビジネスや地区会館の運営も市民が行うようになるか

もしれないという意味では、ものすごく広がりのある言葉として捉えていただけたらと思います。

《個人情報保護（第9条）》

委員⇒個人情報保護に今すごく過敏になっていると思います。保護することも大事ですが、ある程度個人情報を提供しなければ、地域としては動けない。

《参画の推進（第12条）》

委員⇒第2項で「市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、公聴会」などと書いてありますが、第3項では「市民間で討議を行うよう努める」とあり、この差はどう解釈すればいいのですか。

副委員長⇒市民間でしっかりと議論し合っただけで中身を深めて活動に参加しましょう。市民間で議論し合うことを習慣にした方が参画というものが現実になるだろうという趣旨です。

委員⇒パブリックコメントという言葉は、初めて聞く人にはわからないと思います。やはり「市民目線の提案制度」というように括弧書を入れる方がよくわかるのではないかと。

《住民投票の実施（第15条）》

委員⇒50分の1の根拠は何ですか。

委員長⇒地方自治法に基づく有権者総数の50分の1以上の者の連署を持って条例の制定を請求することができるということです。

委員⇒住民投票は50分の1以上でもって請求しても、議会で可決されなければ没になるという意味ですね。

委員長⇒住民投票条例というのは、常設型と個別設置型の2つがあります。常設型の場合には、有権者総数の6分の1以上とか厳しいところは3分の1以上の連署がなければできない自治体もあり、独自発議権を定めているところは議会で可決する必要もありません。

ここで言っている50分の1以上の場合は、議会で提案しなければならないのですが、議会で否決されればもうできません。これは2段構えになっており、議会の判断をもう一度仰ぐわけです。

委員⇒他の条文は割りとぼんやりと書かれています。ここだけ50分の1という数字が入っています。住民投票も規定の通りやりますということが書かれていれば、別に数字を入れる必要はないのではないかと。

副委員長⇒先ほどここの所を皆さんで議論と言ったのですが、  
どういう設置にするかということは西脇市で決める  
ことです。

部会では、西脇市は合併も終えており、住民投票  
にかけるような市を2分する課題もない。また、費  
用対効果を考えないといけないので、住民投票をや  
りやすいような条文にする意味はない。したがって  
地方自治法の標準パターンでいいのではないかとい  
うことでとりあえず議論を終えました。どんどん住  
民投票をどれだけ税金を使ってもやろうという話に  
なれば変わってくることになります。やはり数字を  
しっかりと書くというのは、結構デリケートな問題  
です。どのくらい集めれば安定をひっくり返せるか  
という話なので、おかしく感じるかもしれませんが、  
きちんと数字を挙げておかないといけません。

《市民公益活動（第17条）》

委 員⇒市民公益活動とは具体的にどういう活動団体を指し  
ているのですか。

副委員長⇒NPOや自治会などです。要するに、今までは公共  
の仕事は行政だけがやるという話でしたが、市民も  
公益を担えますし、自発的かつ自主的に行われる非  
営利かつ公益的な市民活動です。

本来は第16条の市民自治協議会のところがきちん  
と定義できればこの話もやりやすいのですが、市民  
自治協議会でやることともう一つ空間に左右されな  
いNPOなどのテーマ型でやることというように本  
来はきれいに分かれる条文なのですが、今は漠然と  
した言い方に敢えてしています。

委 員⇒NPOをはじめいろんな団体には多少の収入がある  
ので、非営利という言葉に少し抵抗を感じます。

副委員長⇒全くお金を儲けてはいけないとか、全部ただでボラ  
ンティアしないといけないという話ではありません。  
NPO法の定義と同じで、利益を上げるのは自由で  
す。ただそれを関係者の懐に入れるのではなく、次  
の事業に注ぎ込んだり、次の雇用を生み出したり、  
地域のためにお金をつかうということです。それは  
逐条解説で書けばいい話だと思います。

委員長⇒いくらお金を儲けてもいいのですが、分配したらい  
けないということです。

《事業者の役割（第20条）》

委員⇒最後の「努めます。」を「努めなければならない。」にすると表現はきついですか。

副委員長⇒そもそも事業者の役割として1項目出すかどうかということも議論になりました。やはり地域社会を構成する一員としてCSRやワークライフバランスなどが言われており、事業者が市民活動に参加しやすいようにということを挙げていこうということで1項目設けました。設けたことだけでも結構大変なところに、それ以上に「努めなければならない。」という強制の言い方はすべきではないと思います。

委員長⇒法律の規定では3つのランクがあり、一番きついのが「しなければならない。」という義務規定です。2つ目が努力規定で「努めるようにする。」です。その真ん中に努力義務規定の「努めなければならない。」があります。これはいずれも明確な法律のランクがあり、努力規定を努力義務規定にせよということですが、努力義務規定自体がかなり厳しいので少し無理があります。

委員⇒例えば自治会を運営している上で、地元の昔からの企業は協力的ですが、全国展開しているチェーン店などはあまり協力的ではありません。自治基本条例で謳えるかどうかはわかりませんが、西脇市に出てくる場合の出店条例で、〇〇に協力しないといけないと条件付けで出店させるなど、そういうこともあってもいいのではないかと。

副委員長⇒出店規制というのは大店法や景観条例など規制の条例の話になりますので、この中では難しい。

定義の市民ところに事業者も含めたので、市民として事業者が地域社会の一員としての態度を示してくださいというくらいのことが、たぶん自治基本条例でいえることだと思います。

《意見等の整理：委員長》

◎「ですます調」と「である調」のどちらにするかについては、御意見を聞いている限りでは、「ですます調」の方がいいというのが極めて多数のように思いました。「ですます調」の条文案も出してください。

◎前文については、第1段落が長すぎる。また、やはり「私

たちのまち西脇市は」からスタートしてもらいたいという意見でしたので、少し修正した方がいいかもしれません。

5段落目では「なって」、「して」というのが重ね言葉でリズムが悪いので「なって」を「なり」にした方がいいという御指摘がありました。

「共に育ち合いながら」というのは聞いたことがないという御意見でした。これは「共に育てる」という今日、国際的でキャッチコピーにもなっており、結構通じる言葉であると個人的には思いますが、一度検討してみてください。

- ◎第2条（定義）に関しては、「活動するもの」とは一体何か。これは事業を営むもの以外のものを指していると私は思いました。事業を営むものとは企業ということです。例えば、協同組合は営利事業ではなく活動するものです。その他にNPOなどもそうです。そういう団体を指していると考えていただいたらどうでしょう。
- ◎第4条の補完性の原則というのがよくわからないという御意見でした。これは、タイトルに補完性の原則が入っていてもいいが、本文は抜いてもいいのではないか。本文は補完性の原則を説明すればいいと思いました。
- ◎第6条（参画と協働）では、公共の領域とは何かと御指摘がありました。これについては解説書で詳しく書くということでしたのでしのがしてください。
- ◎第9条（個人情報保護の保護）については、参考意見として、過剰な個人情報保護のために市民活動が阻害されている。これを何とかしないといけないということです。第2項が用意されていると御理解いただきたい。これは一定の認証手続きを経た市民団体等に提供することができるとなっていますが、この認証手続きがどのような手続きなのかということもまた解説書の中で書く必要があるでしょう。
- ◎第12条（参画の推進）については、パブリックコメントを何とか日本語にできないかという御意見でした。国がパブリックコメントといっているので検討させてください。
- ◎第15条（住民投票の実施）については、参考意見として、50分の1以上という、やたらとここだけは細かいという話がありました。これにつきましては、地方自治法上の規定をきちんと再記する。併せて、実は副委員長もおっしゃいましたが、住民投票は大変デリケートな問題で、場合によれば、これにからんで政争を起こすことすらできる制度です。例えば、市長に対する反市長派が市長の足を引っ張る

ために住民投票を乱用するということもできます。

住民投票を実施した場合、市議会議員選挙並みの費用がかかります。生駒市で試算してもらいましたが、一番安い方法で実施して約2,800万円という答えが出ました。したがってコストパフォーマンスも考えるとだいぶしっかりと手続き法を入れておかないといけないということです。

- ◎第17条の市民公益活動とは具体的に何を指すのか。これは市民自治協議会という形で結集している団体以外の団体すべてと思ってもらえれば結構です。したがってここに含まれるのは、市民自治協議会に関わりのない地域にこだわらないNPOやボランティア団体です。

なお、市民自治協議会の議論はもう少し深めていかなければいけません。これをこの場で議論するよりは、私たちがまちづくり協議会の人たちや自治会の人たちと協議し、ヒアリングしてやっていくべきだと思います。しかし、それをやるだけの成熟度に達しているかどうかという判断が難しい。したがって、この程度の規定にとどめておき、細目は今後の成熟発展段階に応じて段階的に実施できる形の条文にしておいた方がいいのではないかという判断が働いたと思います。

- ◎第20条（事業者の役割）については、最後の「努めます。」を「努めなければならない。」にしてはどうかという御意見でしたが、これは全編にわたってよく御検討いただいたらいいかと思います。

「努めます」、「努めなければならない」、「しなければならない」の3段階があり、「しなければならない」の場合は、義務規定になりますので、それが実行されなかった場合は、ペナルティが用意されるほど厳しいものだと思います。したがって、法的担保がとれない場合は、努力規定にとどめるのが精一杯ではないかという説明です。

- 第21条（議会の役割等）から第44条（条例の見直し）まで事務局から説明

委員⇒難しい言葉がたくさんあり、一般の市民の方がこれを読んだ時に理解してもらうにはどうしたらいいのかと思いました。

委員⇒団体自治のところでは、「できる」、「しなければならない」の方がぴったりくると思いました。

《職員の責務（第25条）》

委員⇒第1項に「全体の奉仕者」と入っていますが、これは絶対に入れないといけないのでしょうか。

《説明責任（第27条）》

委員⇒説明責任が市民に対するものなら、「市政について」の後に「市民に」を入れた方がいいのではないか。

《行政組織（第28条）》

委員⇒第3項について、価値観の多様化でいろいろな考えの方がおられるので、もう少し絞り込んだような表現にしないと市職員は大変だと思います。

委員長⇒訳がわからないことばかり言ったら、第19条第4項違反ということができません。

《人事政策（第29条）》

委員⇒これはすごく大切なことですので、しっかりとシステムを充実してほしいと思います。

《政策法務（第30条）》

委員⇒「法令の自主的な解釈及び運用」とありますが、法令の自主的な解釈を市がするのですか。法令の自主的な解釈というのがわかりません。

委員長⇒これは一種の国に対する挑戦状です。2000年4月以前は国が法令の解釈権を独占していました。しかし、法律というのは誰がつくったということに関係なく、国民の財産として皆が解釈する権利を持つと2000年4月に宣言されました。

法令が客観化された場合、各地方公共団体は、自主的な解釈権を発動し、その運用に努めるということになれば、自治権の実施ということになります。

委員⇒そう聞くと非常に重要な事項だということがわかりましたが、私たちでさえ質問している状態なので、こういう言葉を載せていくことが必要であれば、解説書に載せる必要があると思います。

副委員長⇒市民自治的な立場でこれを読み解くと、一般論として結構自治体は、市民からいろいろと言ってきても、国がこう言っていますので仕方ありませんとか、法律や通達がこうなっていますからと言いつつ使っていました。しかし、これがあると市が直接自分で考えて自分で条例を作る。法律に関しても西脇市なりの解釈をして、しっかり自分のところで市民に説明しないといけないという意味で、国に対する挑戦状です。同時に、市がきちんと自治体政府として法

律も使いこなし、条例もつくるという宣言でもあります。

委員長⇒法律的には全部対等になったので、例えば、西脇市が国を相手取って裁判を起こすということが多発します。兵庫県を相手にして裁判することもあります。その時に法律の解釈が食い違った場合は、国地方係争処理委員会でお互いの解釈の違いを争うということが認められています。そこで納得行かない場合は、高等裁判所に訴え出て、確定の判決をもらうこととなります。今そういう事例がたくさん積み上がっていくことが望まれています。

#### 《法令遵守及び公益目的通報（第31条）》

委員⇒「公益目的通報」という言葉は、一般市民にはわかりづらいと思います。

委員長⇒世間では一般にコンプライアンスと言っています。例えば、証券会社などで上司が違法な取引に手を染めている場合、通報しないと知っている者も処罰するぞという仕組みがどんどん整備されています。これが公益通報制度で、密告制度とも言えます。

#### 《危機管理（第33条）》

委員⇒第2項の「災害等の発生時には、…対策を講じなければならない。」について、どのように対策をしたらいいか考えて欲しいと思います。

#### 《予算編成、執行及び決算（第36条）》

委員⇒第3項についてですが、分かりやすい情報を提供するのではなく、分かりやすく提供すべきではないか。

#### 《連携（第40条）》

委員⇒「自治体政府」という言い方は、市民としては違和感があると思います。

委員⇒西脇市が本当に兵庫県や国と対等にできるのかというところを心配しています。これは理想として頑張っていないといけないことだと思います。

#### 《国際交流（第42条）》

委員⇒一体どう理解したらいいのかと思いました。もう少しわかりやすい文章にならないかと思います。

委員⇒「平和と人権の維持」は、具体的にはどういうことなのか。

#### 《条例の見直し（第44条）》

委員⇒総合計画では進行状況を市民がチェックするシステ

ムがありますが、仮にこの条例が成立すると、見直しの段階にならないと市民が参画することはないのですか。例えば、この条例の進行状況はどうであるのかなどを検討するところはないのですか。

委員長⇒条例の検討委員会は見直しする時にしかつくりませんか。常設型にした方がいいという御意見だと受け止めます。

《意見等の整理：委員長》

- ◎第23条（議員の責務）については御意見はありませんでしたが、あえて申し上げますと、意見が出そうなのが議員倫理規定ですが、これは議会基本条例で審議される予定と聞いていましたので、はずしました。
- ◎第25条（職員の責務）の「全体の奉仕者」という言葉ははずしてはどうかという御意見がありました。これは憲法という言葉で、それをそのまま使っているということです。地方公務員法にもあります。しかし、一度検討してみましよう。少し古い言葉かもしれないという御意見でした。
- ◎第27条（説明責任）については、「市政について」の後に「市民に」を入れて欲しいという御意見でした。
- ◎第28条（行政組織）については、職員にとっては温かい言葉をいただきました。何でもかんでも言ってくるような乱暴な人間の相手をするのかと。それは第19条第4項で担保できます。
- ◎第30条（政策法務）については、政策法務という言葉をはじめて聞くであるとか、中身がよくわからない。特に法令の自主的な解釈及び運用という言葉聞いたことがないという御意見でした。これは2000年4月に地方自治法の改正があり、その日以後、国が地方自治体に対して頼む・お願いしますという仕事も、今まではしなさいという命令の委任・受任という関係でした。それがきれいに対等の関係になり、委託・受託にかわりました。併せて法律に関する解釈権もそれぞれの自治体が独自解釈権を発動することになりました。ここのところをいっています。それよりもここの基準で大事なものは、条例・規則等を制定する権限を十分に活用しなさいということの方にあります。現実に自治事務であるにも関わらず、条例がないまま行っている事業が山のようにあります。そちらの方が問題です。
- ◎第31条（法令遵守及び公益目的通報）については、「公益

目的通報」という言葉がわかりにくいということでしたが、これは今日では全国的に一般化していると御理解ください。

- ◎第33条（危機管理）については、第2項の「対策を講じなければならない」というのは災害等の発生時の対策であって、日常的に対策あるいは施策を講じて欲しいという政策に対する御意見がありました。組織機構上危機管理室もしくは危機管理課のようなものがないと収まらない。多くの自治体は備えているはずです。

事務局⇒防災対策課があります。

- ◎第36条（予算編成、執行及び決算）については、第3項の最後を「誰々に対して分かりやすい情報を提供する」ではなく、「誰々に対して分かりやすく情報を提供する」と書き換えてはどうかという御意見がありました。

- ◎第39条（行政評価）については御意見はありませんでしたが、あえて説明を付け加えますと、これは最近よくやられている事業仕分けも1つの方法です。しかし、私は事業仕分けがオールマイティーに映っている今の世相に対して非常に批判的な立場をとっており、事業仕分けとは違うやり方は他にもたくさんあります。

- ◎第40条（国及び兵庫県との関係）については、条文の問題ではなく、実体論として兵庫県・国と対等でありうるのかという御意見でしたが、対等であり得ていません。なぜならば、収入を国が相変わらずがっちり握って、それを配分する権利を確保しているからです。したがって、2000年4月の地方自治法改正は不完全改正であるという批判がたくさん出ており、現在、地域主権戦略会議などいろんなところで改善が講じられています。しかし、法律的には対等です。首長や議員、職員も、国・都道府県に臆することなくプライドをもってもらいたいという思いがここに込められています。

- ◎第41条（他の自治体等との関係）については、広域事務処理、例えば、流域下水道の問題や消防事務組合などいろいろあります。また、差し迫ったものだけではなく、例えば、遠隔地の自治体と姉妹都市協定を結んで、西脇市に大災害があったときには、応援に駆けつけるような相互援助協定を結ぶことなどです。

- ◎第42条（国際交流）については、よくわからないという御意見が結構出ました。これについては、もう一度法案を練ってもいいかもしれませんが、ここで言いたいことは、自

治体は外交権を持っているということです。もう1つは、内なる国際化といわれる市内に居住される在住外国人も市民であり、それに合わせた行政の取組はしっかりとしなければならぬということです。

◎第43条（最高規範性）については御意見はありませんでしたが、「この条例は、市における自治についての最高規範であり」と言ってしまうと、団体自治になってしまいます。行政及び議会を意味すると定義のところで規定しましたので、改めて「この条例は西脇市における」とした方がよいと今気がつきました。

◎第44条（条例の見直し）については、4年以内又は総合計画の改訂を行う時期に検討を加えるとなっておりますが、常設化が望ましいという御意見がありました。

いただいた御意見は、事務局と相談して見直し等をしたいと思いますが、今後の予定においてこれをどう処理していくか、提案いただけますか。

事務局⇒ 条例原案を検討してきましたが、まだまだ抜けている部分や練り直さないといけない部分があり、検討が必要です。具体的には前文をはじめ、住民投票制度や住民自治組織の部分を掘り下げて検討を進めていきたいと思っています。

## (5) その他

### ① 今後の予定

第4回自治基本条例検討委員会 2月7日（月）午後7時からに決定

次回は今日いただいた御意見をもとに、修正案を説明させていただくと共に、次年度の取組について協議をする予定です。

### ② 地区別学習会の開催について

既に自治基本条例の地区別学習会の御案内を差し上げています。西脇地区が12月3日（金）午後7時から、重春地区が12月10日（金）午後7時からです。野村地区は2月、芳田地区は1月の予定です。残りの地区については平成23年度になります。日程が決まりましたら、御案内させていただきます。内容は中川先生の講演という形になります。委員の皆さんにはどこの地区でもかまいませんので、1回は御参加をお願いします。